

新居浜工業高等専門学校図書委員会規程

平成19年3月27日規程第7号

最終改正 平成28年9月1日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校図書規程第4条第2項に基づき、図書委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館運営方針の策定に関する事。
- (2) その他図書館に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
 - (2) 各学科の教員のうちより2名
 - (3) 数理科及び一般教養科の教員より各1名
 - (4) 学生課長
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、校長が指名する。
 - 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の職員の出席)

第5条 委員長は、必要により委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議の結果を必要に応じ、運営会議に報告する。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。ただし、年間業績報告に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校広報・図書委員会規程（平成15年1月23日規程第1号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成28年9月1日一部改正）

この規程は、平成28年9月1日から施行する。